(質問の

内閣衆質九〇第一 号

昭和五十四年十二月十四日

内 閣 総理大臣 大 平 正

芳

衆 議 院 議 長 灘 尾 弘 吉 殿

衆議院議員渡部一 郎君提出難病対策に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

#### 衆 議院 議 員 渡 部一郎 君提出難病 対策に関する質問 に対する答弁書

#### 一について

難 病 対策として取り上げるべき疾病の範囲を、 (1)原因不明で治療方法が未確立であ ý , カン

後遺症 を残すおそれの少なくない疾病及び (2) 経過 が 慢 性 にわたり、 単に経 済 的 な問 題  $\mathcal{O}$ 4

ならず介護等に著 しく 人手を要す るために家 庭  $\mathcal{O}$ 負 担 が 重く、 また精 神 的 に ŧ 負 担 0) 大 きい 疾

病とし、 現 在六十二疾 患を特 定 疾 患 調 査 研 究 事 業  $\mathcal{O}$ 対 象 としてお り、 兀 十三の 特 定 疾 患 調 査 研

究班 以 下 調 査 研 究 班 という。) を 設 置 L 疫学: 的 見 地 か ら、 類縁疾 患を含むこれ ら疾 患  $\mathcal{O}$ 実 態

患者 数等  $\mathcal{O}$ は 握 に努めてきているが、 今後ともこれ . ら *O* 研究 班を中心とする疫学的 研 究 0 充実

を図つていく考えである。

### 二について

匹

難 病  $\mathcal{O}$ 早 期 発 見 0) 技 術、 治 療方法、 予 防 方 法等に 0 ζ`\ て 調 査 研 究 班 ĺζ よる 調 查 研 究 を 強 力に

推 進 L て ζ, るところであり、 こ の 成果を 医 療 機 関 に お け る 健 康 相 談、 保 健 所 等 に お け る 般 健

康相談事業に十分活用していく考えである。

三及び六について

1 治療方法 の開発、 リハビリテーションの方法等について全国の専門家を動員 して調査 研究

を強力に進めており、 方、 国立病院、 国立 一療養 所 に お ける難 病 病 床  $\mathcal{O}$ 整 備等に 努め Ć *(* ) る

ところである。

2 昭和 五 十三年 · 度末 現 在 で難 病 専 用 病 床 を 有 す る 国 <u>\frac{1}{1}</u> 病 院 玉 <u>T</u> 療 養 所 は 百三十六 施 設、 そ

 $\mathcal{O}$ 病 床 数 は一万一千八百床となつて V) る。 また、 これ に · 従 事 す る要員 たつい て ŧ 所 要 0 増 員

を行つてきたところである。

四について

特 定 疾 患 調 査 研 究 事 業 又 は 特 定 疾 患治 療 研 究 事 業 に お け る 対 象 疾 患  $\mathcal{O}$ 選 定 は、 疾 患  $\mathcal{O}$ 性 質、

経 過 などの 医学 ,的要因 を考慮して 行う もので あ つて、 患 者 数 が 少 な ζ, と 7 う 理 由  $\mathcal{O}$ み で そ 0) 疾

患を選定対象から除外するということはない。

五について

特定疾 患治 ·療研· 究 対象疾患として追加すべきものがある かについ ては、 現在慎重に検討して

いるところである。

七について

難病患者に係る立法を行うことは考えていない。

八について

ネ フロ ] ゼ 等 0) 小児慢性特定疾患の治 療 研 究事業は、 児 童 0) 健全育成の 見 地 か ら行 つている

ものであり、 また、 特定疾患治療研究事業とは趣旨を異にするものである。

### 九について

特 定 疾 患 治 療 研 究 事 業 に お 7 て、 玉 は 治 療 研 究 を 行 う た め に 必 要 な 費 用 に 0 7 て、 現 在

分  $\mathcal{O}$ を 補 助 L 7 1 る。 また、 在 宅 患 者  $\mathcal{O}$ 看 護 等  $\mathcal{O}$ 福 祉 サー ピ ス に つ *\* \ て は 現 在 調 査 研 究

班 12 お 1 7 技術的 側面 からその可能性、 方法等に つい て研究を行つているところである。

## 十について

特 定 疾 患 治 療 研究 事 業  $\mathcal{O}$ 実 施 に つい て、 県 内 に適当な 医 療機 関 が な 1 等や 、むを得 な 7 事 情 が

あ る 場 合 に は、 県 は 県 外 12 あ る 医 療 機 関 と £ 契 約 を 締 結 す る ょ う従 来 か 5 関 係  $\mathcal{O}$ 県 を 指 導

ているところである。

# 十一について

軽 度  $\mathcal{O}$ ネ フ 口 ] ゼ 等  $\mathcal{O}$ 疾 患 に り 患 L 7 1 る 児 童 生 徒 12 0 **,** \ 7 は 小 • 中 学 校 に お 1 て そ  $\mathcal{O}$ 身 体

 $\mathcal{O}$ 状 況 に · 留 意し つ つ 教 育を行 い、 また、 重 度  $\mathcal{O}$ ネ フ 口 ] ゼ 等  $\mathcal{O}$ 疾 患 に り患 L 7 7 る児童 生徒に

<u>つ</u> ١ ر て は 養 護学校に お *\* \ て 医 療 機関との緊密 な連 携の下に教育を行つているところで あ り、 高

等 学 校 ^ 0) 進学 に つい てもネフ 口 ] ゼ 等 0 疾 患  $\mathcal{O}$ り 患  $\mathcal{O}$ 故 0) みを、 ŧ つて 不 利 益 な 取 扱 7 をす る

ことがない よう指導しているところであるが、 ネフ 口 ] ゼ等の 疾患 にり患 L て V) る児童 生徒が

適切な教育を受けられるよう今後とも施策の一層の充実に努めたい。

十二について

難 病 患者 こであ る求 職 者 ・ の 雇 用 促 進については、 公共 職業安定所にお ける 職 業 指 導、 職業 紹

介、 求 人者 に 対 する受入れ 指 導 0) 実 施 各 種  $\mathcal{O}$ 援 護 措 置  $\mathcal{O}$ 積 極 的 活 用 等 に ょ り、 そ 0 者  $\mathcal{O}$ 能 力

と適 性 に応 じ た 就 職 が できるよう努めてきているところであ り、 今後とも、 更に、 努力 ľ てま

いりたい。

右答弁する。